



平成26年6月12日

「ユネスコ記憶遺産事業」の平成26年の審査に付する案件の選定について — 第128回文化活動小委員会の審議結果 —

本日、日本ユネスコ国内委員会第128回文化活動小委員会が開催され、「ユネスコ記憶遺産事業」の審査に付する2件が選定されましたのでお知らせいたします。

- まいづる 舞鶴への生還 1945～1956シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録（申請者：京都府舞鶴市）
- とうじひやくごうもんじょ 東寺百合文書（申請者：日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会（以下「選考委員会」））

この2件に関しては、今後、ユネスコにおける審査プロセスにおいて、評価を受け、2015年のユネスコ記憶遺産国際諮問委員会において登録の可否が審議されることとなります。

また、今回の選定に先立ち、「ユネスコ記憶遺産の平成26年申請の選定に関する方針」（平成26年4月14日文化活動小委員会決定）を改定し、選定の主体を選考委員会から文化活動小委員会に変更しましたので、あわせてお知らせいたします。

評価のポイント及び方針の改定理由等については、次頁のとおりです。

<担当>

文部科学省国際統括官付

（日本ユネスコ国内委員会事務局）

企画係

電話：03-5253-4111（内線3401）

FAX：03-6734-3679

1. 評価のポイント等

今回の選定の対象となった4件はいずれも非常に重要な文書であり、計画的に保存し、多くの人々に公開していくことが望まれるものであると認められた上で、ユネスコによる審査に付すべき案件として、次の2件が選定された。

なお、今回の選定は、申請書に記述された内容のみに基づいて、各主体から申請された案件を相対的に評価したものであり、最終的な登録の可否はユネスコ記憶遺産国際諮問委員会の審議に委ねられる。

1) 「ユネスコ記憶遺産事業」の審査に付すべき案件（2件）

まいづる
◇舞鶴への生還 1945～1956シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録（申請者：京都府舞鶴市）

【評価のポイント】

- 舞鶴市の文化財にも指定されており、それに対応する保存管理がなされており、2014年からの施設整備が予定されている。
- 舞鶴市と姉妹都市であるロシア・ナホトカ市の理解と協力があるなど、より広い視点から世界的な重要性が説明されている。
- 絵画、日記、手紙など記録媒体の多様性は評価できる。
- すでに公開は実施されており、デジタル化等の作業が進められていることが示されている。

とうじひやくごうもんじょ
◇東寺百合文書（申請者：日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会ユネスコ記憶遺産選考委員会）

【評価のポイント】

- 和紙に墨書、桐箱保管という形態が、保存性の点でも、文書保管の点でも非常に有益であり、日本文化の優れた点を示す良い事例である。
- 保存・管理体制がほかの案件に比べて一層優れている。
- 全点のデジタル化が完了し、ウェブ上で公開されている。

2) その他

また、今回選定されなかった2件についての評価のポイントは以下のとおり。

ちらん ちらん
◇知覧からの手紙 知覧特攻遺書（申請書：鹿児島県南九州市）

【評価のポイント】

- 日本からの視点のみが説明されており、より多様な視点から世界的な重要性を説明することが望まれる。
- 今回333点を限定して申請しているが、特攻攻撃は沖縄戦の時期だけではないことも踏まえ、「完全性」「唯一性」の説明をさらに補強することが望まれる。
- 酸性紙劣化の問題が認識され、レプリカや活字化について触れているが、原品の紛失・劣化防止についての言及がない。
- 南九州市の市例規による管理実績はあるが、今後の保存・管理の具体的なスケジュールが示されていない。

ぜんこくすいへいしや

◇全国水平社創立宣言と関係資料

すうじん
(申請者：公益財団法人奈良人権文化財団と崇仁自治連合会)

【評価のポイント】

- 3点残存するとされる全国水平社創立宣言のうち、法政大学大原社会問題研究所が所蔵する1点が申請案件に含まれておらず、完全性の要件を充足していない。
- 複数の場所に分かれて所蔵されていることから、保存のあり方や公開性について更なる説明が必要である。
- 「出版物」であることから、「希少性」「完全性」の説明をさらに補強する必要がある。

2. 「ユネスコ記憶遺産の平成26年申請の選定に関する方針」の改定について

ユネスコ記憶遺産事業への関心が一層高まっていることを受け、選定過程の客観性、公平性の確保に万全を期すこととした。そこで、「ユネスコ記憶遺産の平成26年申請の選定に関する方針」を改定し、選定の主体を選考委員会ではなく、文化活動小委員会に改め、かつ選考委員会の委員を含む利害関係者は、選定に係る審議には一切参加しないこととした。(別添1参照)。

3. 今後のスケジュール

・平成26年6月 日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会からユネスコに

対して選定した2件の申請案件を回答

- ・平成27年5月～8月 ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会（IAC）による審議、
ユネスコ事務局長による決定

4. ユネスコ記憶遺産事業の概要等

参考資料参照。

日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会決定
平成26年4月14日
平成26年6月12日改定

ユネスコ記憶遺産の平成26年申請の選定に関する方針

ユネスコ記憶遺産事業への日本からの申請案件が4件となり、ユネスコ事務局から要請があったため、以下の方針に基づき、文化活動小委員会においてユネスコの審査に付する2件を選定する。この場合、文化活動小委員会の委員のうち、ユネスコ記憶遺産選考委員会¹（以下、「選考委員会」とする。）の委員及び該当する申請案件について利害関係を有するとして申告のあった委員は審議には参加しないこととする。

1. すでに各主体から申請されているものを相対的に評価しその中から2件を選定するものであり、これによって各申請の主体が変更になったり、自治体等が申請したものを選考委員会が推薦したりするものではないこと、また、このために与えられる期間が約1ヶ月しかないことから、選定はあくまでも申請書に記述された内容のみに基づいて行い、追加資料の収集や申請自治体等への照会を行わないこと。
2. 別添の基準に基づき、申請書に記述された内容が優れているものから選定を行うこと。なお、選定を行うにあたっては、国宝・重要文化財は、有形文化財（有形の文化的所産の我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの）のうち、重要なものを国が指定し、重点的に保護してきているものであることに留意するとともに、ユネスコにおいて審査される案件の多様性の確保に配慮すること。

¹ 日本では、ユネスコ記憶遺産選考委員会を我が国のMOWナショナル・コミッティとして位置づけている。

(別添)

申請書の記述の評価基準

ユネスコ記憶遺産が世界の人々が共有する記憶を記録したものであり、人間社会における思索、発見、業績の進展を表象し、過去から現在及び未来に引き継がれるものであることを踏まえ、各申請主からユネスコに提出された申請書に記述された内容に基づき、下記の事項について、総合的に評価するものとする。

- (1) 真正性が十分に説明されているか
- (2) 唯一性、代替不可性があり、その滅失が人類の遺産にとって重大な損害となるなど、世界的な重要性が十分に説明されているか
- (3) 上記(2)に加えて、以下のいずれか、又は複数に関連して世界的な重要性をどの程度説明しているか
 - ① 時間、時代的側面
 - ② 場所、地域的側面
 - ③ 人々、人間的側面
 - ④ 題材とテーマ性（自然科学、社会科学、政治、イデオロギー、スポーツ、美術等）
 - ⑤ 記録形態
 - ⑥ 社会的・精神的コミュニティー的な重要性
- (4) 希少性が十分に示されているか
- (5) 完全性が十分に示されているか
- (6) 申請にあたり、関係者との調整が十分になされているといえるか（所有者等の保存義務の同意を含む）
- (7) 申請案件の滅失等のリスク及びそれについての対応策がどの程度説明されているか
- (8) 案件の長期的な保存を可能とする現実的な管理計画が提示されているか
- (9) 公開性が担保されていることが十分に説明されているか、デジタル化の計画がどの程度具体的に記述されているか

1. 目的

- ・世界的に重要な記憶遺産の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- ・重要な記憶遺産になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- ・加盟国における記憶遺産の存在及び重要性への認識を高めること

2. 背景

1992年 ユネスコにおいて事業開始

2009年7月 第9回「ユネスコ記憶遺産」国際諮問委員会開催

→ アンネの日記、マグナカルタ等登録を受け国内で関心の高まり



リグヴェーダ(古代インドの聖典)

登録状況

①301件登録(2014年1月現在)

②登録例

- 人権宣言(フランス)(2003年)
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等(ドイツ)(2001年)
- 現存する世界最古のコーラン(ウズベキスタン)(1997年)
- リグヴェーダ(インド)(2007年)

3. 我が国における対応

	政府機関(日本ユネスコ国内委員会)		自治体/団体/個人
2010.3.2	日本ユネスコ国内委員会決定 ・ユネスコ記憶遺産選考準備委員会設置(文化活動小委員会の下に設置)	2010.3末	福岡県田川市及び福岡県立大学が「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」をユネスコ事務局に申請
2010.8.4	日本ユネスコ国内委員会決定 ・ナショナルコミッティに位置づけ ・選考委員会へ格上げ → 物件選定等、全権限付与		
2011.5.11	日本ユネスコ国内委員会から「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」を申請することを報道発表	2011.5.25	「山本作兵衛炭坑記録画・記録文書」が、我が国初のユネスコ記憶遺産に登録
2012.3	上記2点をユネスコ事務局に申請		
2012.7-13.5	次回申請基準及び申請候補を検討		
2013.5	選考委員会にて、「東寺百合文書」を我が国からの第2回申請物件に選定		
2013.6	「御堂関白記」及び「慶長遣欧使節関係資料」がユネスコ記憶遺産リストに登録決定		
2014.3	「東寺百合文書」を国内委員会からユネスコ事務局に申請	2014.2月 3月 3月	鹿児島県南九州市が「知覧特攻遺書」をユネスコ事務局に申請 京都府舞鶴市が「舞鶴への生還」をユネスコ事務局に申請 (公財)奈良人権文化財団及び崇仁自治連合会が「全国水平社創立宣言と関係資料」をユネスコ事務局に申請
2015	2014年3月締め切りの申請案件について第12回ユネスコ国際諮問委員会において審議予定		

記憶遺産登録のプロセス

- ・ ユネスコ記憶遺産の申請について、ユネスコは、政府機関やNGOを含む団体、個人等から申請が可能と定めている。(ただし、1回につき、1国2件という審査制限あり。複数国による共同提案は、この2件にはカウントしない。)
- ・ 申請を希望する場合は、ユネスコのホームページにある、「選定基準」や「登録の手引き」に示されているユネスコ記憶遺産の概要等を参考にしつつ、「申請書」をダウンロードの上、作成し、締切までにユネスコへ申請する。(締切は偶数年3月末。例)2012年3月31日)
- ・ 審査は、ユネスコ記憶遺産国際諮問委員会(IAC)会合の審査を経て、最終的にユネスコ事務局長が登録の可否を決定する。

申請者

[政府機関(日本ユネスコ国内委員会)] [自治体/団体/個人]

①申請

②審査結果通知

③登録案件に関する
保全状況の報告等

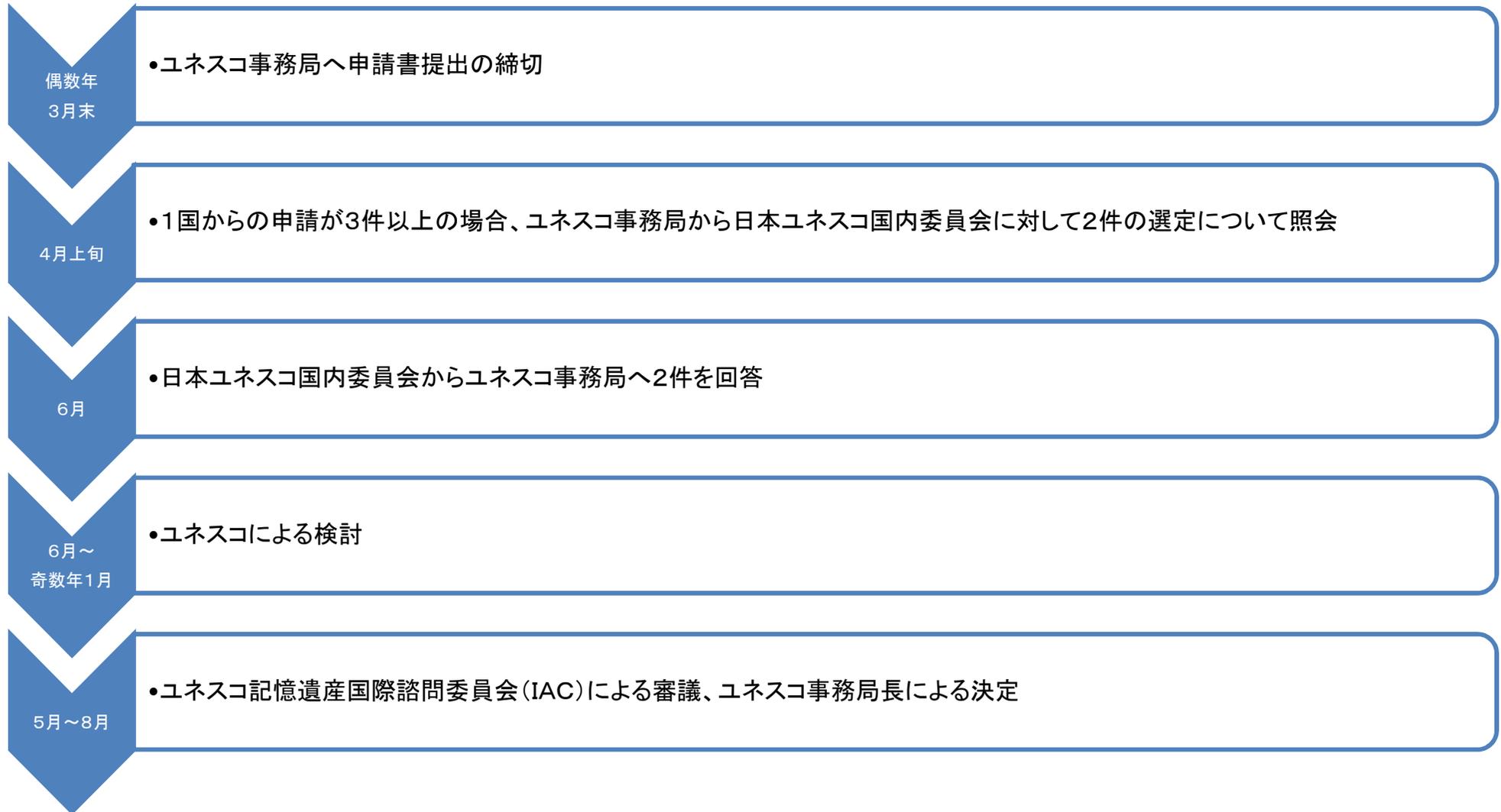
ユネスコ



ユネスコホームページ

<http://www.unesco.org/new/en/communication-and-information/flagship-project-activities/memory-of-the-world/homepage/>

ユネスコ記憶遺産 申請から登録までの工程について



※上記工程は、ユネスコ事務局に確認した事項を文部科学省国際統括官付にてまとめたものである。